

公益財団法人全日本柔道連盟 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）定款第48条第3項に定めるところにより、事務局における事務の能率的運営を図るために必要な事項について定める。

(事務局の機構)

第2条 事務局に総務課、振興課、倫理推進室、企画課、経理課、大会事業課、強化課、新事業開発室の6課2室を置く。

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

（1）事務局長

（2）その他の職員

2. 前項の職員とは、就業規則第2条に定める手続きによって本連盟と雇用契約を締結し、本連盟の業務に従事する者をいう。

(任免)

第4条 職員任免は、会長が行う。

(職員および職種)

第5条 職員の職は、その職務に応じて特別職、管理職および一般職とする。

(特別職)

第6条 特別職は、事務局長の役職にある職員とする。

(管理職)

第7条 管理職は、課長および課長代理の役職にある職員とする。

(一般職)

第8条 一般職とは、第6条および第7条以外の職員とする。

(嘱託)

第9条 必要に応じ事務局に嘱託を置くことができる。

2. 嘱託は会長が任免する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、会長が別に定める事務局運用規則による。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決裁を経て行う。

附則

1. この内規は、平成24年10月20日から施行する。
2. この規程は、平成26年6月16日から名称を変更して施行する。
3. この規程は、平成26年10月16日から一部改正して施行する。
4. この規程は、平成27年7月1日から一部改正して施行する。
5. この規程は、平成28年3月16日から一部改正して施行する。
6. この規程は、平成30年12月10日から一部改正して施行する。
7. この規程は、2021（令和3）年6月14日から一部改正して施行する。
8. この規定は、2022（令和4）年4月1日から一部改正して施行する。